

別紙

諮問第1562号

答 申

1 審査会の結論

別表1に掲げる本件一部開示決定において非開示とした部分のうち、別表2に掲げる部分については開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「株式会社〇〇が建築確認を行った〇〇区〇〇（地番）の共同住宅建築計画に係る行政訴訟、ないし、損害賠償訴訟に関連して、国土交通省に提供した文書一式」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和3年2月26日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求に対し、実施機関は、「平成〇年〇月〇日付〇〇都市建調第〇〇号『東京都建築審査会裁決及び裁決に関する第一審判決内容の情報提供について（回答）』（以下「本件対象公文書1」という。）及び「令和〇年〇月〇日付〇〇都市建調第〇〇号『東京都建築審査会裁決に関する設計図書及び同裁決に関する高裁及び最高裁判決の内容の情報提供について（回答）』（以下「本件対象公文書2」という。）を特定し、条例7条1号、2号、3号、4号又は6号に該当する情報を非開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和3年6月15日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和3年7月28日に実施機関から理由説明書を收受し、令和4年12月

26日（第233回第一部会）から令和5年5月30日（第237回第一部会）まで、5回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のよう
に判断する。

ア 本件対象公文書及び本件非開示情報について

実施機関は、本件開示請求に対し、別表1に掲げる本件対象公文書1及び2を特定し、同表に掲げる本件非開示情報1から11までについては条例7条2号に、本件非開示情報12については同条4号に、本件非開示情報13については同条1号、3号及び4号に、本件非開示情報14及び15については同条6号に該当することを理由として非開示とする本件一部開示決定を行った。

本件対象公文書1は、起案用紙、裁決書、東京地方裁判所判決文の写し及び国土交通省からの事務連絡で構成され、本件対象公文書2は、起案用紙、東京高等裁判所判決文の写し、最高裁判所調書（決定）の写し、建築計画概要書、設計図書及び国土交通省からの事務連絡で構成される。

本件対象公文書中の裁決書について、実施機関の説明は次のとおりである。東京都は、建築指導事務の公正な運営を図るために、建築基準法（昭和25年法律第201号）78条1項の規定に基づき、知事の附属機関として東京都建築審査会を設置している。東京都建築審査会は、建築物の許可に対する同意のほか、特定行政庁や建築主事等の処分又はこれに係る不作為に不服がある場合に提起される審査請求に対する裁決、知事の諮問事項の調査審議及び関係行政機関への建議を行う。裁決に当たり作成される裁決書には、提起された審査請求の趣旨や理由、処分庁の弁明及び審査庁の判断等が記載されている。また、実施機関は、東京都建築審査会の使命、組織、審査内容等を略記した東京都建築審査会年報を作成し、都民情報ルームにおいて閲覧に供している。

イ 本件開示請求に係る建築物の状況について

実施機関の説明によると、本件開示請求に係る建築物（以下「本件建築物」という。）の建築計画については、平成〇年〇月〇日に建築確認が行われ、その後、計画の変更に係る建築確認も行われたが、当該計画変更に係る建築確認は、平成〇年〇月〇日付けの東京都建築審査会の裁決により取り消されたとのことである。

ウ 本件非開示情報 1 から 9 までの条例 7 条 2 号該当性について

(ア) 本件非開示情報 1 について

本件非開示情報 1 は、裁決書に記載された審査請求人、審査請求人復代理人、処分庁代理人及び参加人代理人の氏名並びに東京高等裁判所判決文の写し（以下「高裁判決文」という。）及び最高裁判所調書（決定）の写し（以下「最高裁調書」という。）に記載された補助参加人等の氏名であり、いずれも個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるから、条例 7 条 2 号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報 2 について

本件非開示情報 2 は、東京地方裁判所判決文の写し（以下「地裁判決文」という。）及び高裁判決文に記載された事件番号及び判決言渡日並びに最高裁調書に記載された事件番号、決定日、原判決の事件番号及び判決言渡日である。

事件番号とは、各裁判所において事件を受理した場合に、当該事件を受理した年、当該事件の種類ごとに付される記録符号及び記録符号ごとに順番に付される一連番号によって表示される識別番号であり、当該事件が係属する裁判所名が判明している場合、事件番号が判明すれば当該事件を特定することが可能となるので、事件番号は、これに基づき訴訟記録の閲覧が可能となる情報である。事件の審理の過程では、様々な態様で個人の関与が予定され、その内容が訴訟記録に記載されることから、事件番号は、当該事件に関与する個人との密接な関連性を有する情報であるというべきであり、一般に個人に関する情報に該当する。そして、何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる（民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）91 条 1 項）から、本件非開示情報 2 に基づき訴訟記録を閲覧することが可能となれば、訴訟記録に記載された当該事件に関与する

個人の氏名等を知ることができ、特定の個人を識別することができることとなる。

したがって、本件非開示情報2は、それ自体からは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報であることから、条例7条2号本文に該当すると認められ、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報3について

本件非開示情報3は、地裁判決文及び高裁判決文に記載のある東京都建築審査会の事件番号及びその裁決日である。当該情報について、実施機関は、裁決書に記載されたものは都民情報ルームにて閲覧に供しており条例7条2号で非開示とする利益はないことから開示しているが、地裁判決文及び高裁判決文に係る訴訟資料に記載されたものは一般に無条件に閲覧が容認されているものではないことから非開示としている旨説明する。

審査会が見分したところ、本件非開示情報3の情報はいずれも、特定の個人を識別することができることとなるものとは認められないため、条例7条2号には該当せず、開示すべきである。

(エ) 本件非開示情報4について

本件非開示情報4は、地裁判決文及び高裁判決文に記載のある口頭弁論終結日である。実施機関は、当該情報を公にすると本件対象公文書に係る訴訟が特定され、訴訟記録が閲覧できることにより、当該訴訟の関係者の氏名等の個人情報明らかになるので、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる情報であるとして非開示とした。

審査会が見分したところ、本件非開示情報4が東京地方裁判所及び東京高等裁判所に係属した事件に係る口頭弁論の終結日であることを踏まえると、公にすることにより、訴訟が特定され、特定の個人を識別することができることとなるものとは認められないため、条例7条2号には該当せず、開示すべきである。

(オ) 本件非開示情報5について

本件非開示情報5は、地裁判決文に記載のある個人が購入した部屋の部屋番号

及び購入代金である。いずれも個人の資産に関する情報であることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

(カ) 本件非開示情報6について

本件非開示情報6は、地裁判決文に記載のある本件建築物の物件名、住所及び戸数である。実施機関は、これらの情報を公にすると本件対象公文書に係る訴訟が特定され、訴訟記録が閲覧できることにより、当該訴訟の関係者の氏名等の個人情報明らかになるので、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる情報であるとして非開示とした。

審査会が見分したところ、本件非開示情報6の情報はいずれも、裁決書等と照合することで本件建築物名の特定につながる情報であることが確認されるが、それにより、訴訟が特定され、特定の個人を識別することができることとなるものとは認められないため、条例7条2号には該当せず、開示すべきである。

(キ) 本件非開示情報7について

本件非開示情報7は、地裁判決文及び高裁判決文に記載のある本件建築物の工事着手時期等の日付に関する情報である。実施機関は、これらの情報を公にすると、本件対象公文書に係る訴訟が特定され、訴訟記録が閲覧できることにより、当該訴訟の関係者の氏名等の個人情報明らかになるので、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる情報であるとして非開示とした。

審査会が見分したところ、本件非開示情報7の情報はいずれも、裁決書等と照合することで本件建築物名の特定につながる可能性があるが、それにより特定の個人を識別することができることとなるものとは認められないため、条例7条2号には該当せず、開示すべきである。

(ク) 本件非開示情報8について

本件非開示情報8は、地裁判決文に記載のある本件建築物の設計を担当した会社名である。実施機関は、当該情報を公にすると、本件対象公文書に係る訴訟が特定され、訴訟記録が閲覧できることにより、当該訴訟の関係者の氏名等の個人

情報が明らかになるので、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる情報であるとして非開示とした。

審査会が見分したところ、本件非開示情報 8 の情報はいずれも、他資料と照合することで本件建築物名の特定につながる可能性があるが、それにより特定の個人を識別することができることとなるものとは認められないため、条例 7 条 2 号には該当せず、開示すべきである。

(ケ) 本件非開示情報 9 について

本件非開示情報 9 は、高裁判決文及び最高裁調書に記載された法廷名等裁判所に関する情報である。審査会が見分したところ、本件非開示情報 9 の情報は、特定の個人を識別することができることとなるものとは認められないため、条例 7 条 2 号には該当せず、開示すべきである。

エ 本件非開示情報 10 及び 11 の非開示妥当性について

本件非開示情報 10 は、裁判官及び裁判所書記官の氏名を印字したものであり、本件非開示情報 11 は、裁判官の自筆署名である。実施機関は、これらの情報を公にすると、本件対象公文書に係る訴訟が特定され、訴訟記録が閲覧できることにより、当該訴訟の関係者の氏名等の個人情報明らかになるので、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる情報であるとして非開示とした。民事訴訟規則（平成 8 年 12 月 17 日最高裁判所規則第 5 号）では、157 条に「判決書には、判決をした裁判官が署名押印しなければならない。」、同規則 158 条には「判決書は、言渡し後遅滞なく、裁判所書記官に交付し、裁判所書記官は、これに言渡し及び交付の日を付記して押印しなければならない。」と規定されている。このことから、本件非開示情報 10 については、条例 7 条 2 号ただし書イの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に当たり、非開示情報には該当しない。

他方、本件非開示情報 11 について検討すると、自筆署名は、字体や筆跡が各人によって異なるため、署名者ごとに特徴が認められるものであり、単なる記名に比較して、本人が署名したものであるとの信頼を得やすいものである。したがって、自筆署名を偽造することにより、本人が署名をしたものであるとの信頼を得やすく、

偽造等による犯罪行為のおそれがあるとの実施機関の主張には理由があるものと認められ、本件非開示情報 11 については条例 7 条 4 号に該当する。

したがって、裁判官又は裁判所書記官の氏名自体である本件非開示情報 10 は条例 7 条 2 号ただし書イに該当し開示すべきであるが、その自筆署名である本件非開示情報 11 については、条例 7 条 4 号に該当し、非開示が妥当である。

オ 本件非開示情報12及び13の条例 7 条 4 号該当性について

(ア) 本件非開示情報12について

本件非開示情報 12 は、本件非開示情報 11 に係る署名をした裁判官の印影である。これを開示すると、偽造等による犯罪行為の実行が容易になり得ることから、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由がある情報に当たるといえる。

したがって、本件非開示情報 12 は、条例 7 条 4 号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報 13 について

本件非開示情報 13 は、本件建築物の建物内部の平面図である。これらを開示すると、建物内部の詳細な構造が明らかになり、その結果、建造物侵入等の犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められることから、条例 7 条 4 号に該当し、同条 1 号及び 3 号該当性を論じるまでもなく、非開示が妥当である。

カ 本件非開示情報14及び15の条例 7 条 6 号該当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 14 は、国土交通省からの事務連絡に記載された利用目的であり、本件非開示情報 15 は、事務連絡に記載された同省担当部署の連絡先であることが認められる。当該公文書に記載された情報のうち、本件非開示情報 15 は、一般には公にしていない国土交通省の電話番号とファックス番号であり、これらの情報が公になると、不特定多数の者から当該番号宛てに頻繁に電話をかけられるなどにより、同省担当部署が行う事務の適正な遂行に支障が生

じるおそれがあると認められることから、条例7条6号に該当するが、本件非開示情報14については、公にしたとしても、東京都建築審査会や建築行政、国が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすとまでは認められず、同号には該当しない。

したがって、本件非開示情報14は条例7条6号に該当せず開示すべきであるが、本件非開示情報15については、条例7条6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環

別表1 本件一部開示決定

本件対象公文書1

<p>平成〇年〇月〇日付〇〇都市建調第〇第〇〇号「東京都建築審査会裁決及び裁決に関する第一審判決内容の情報提供について（回答）」</p> <p>（構成）起案用紙、裁決書、東京地方裁判所判決文の写し及び国土交通省からの事務連絡</p>			
構成	非開示とした部分	本件非開示情報	理由
裁決書	審査請求人の氏名	1	7条2号
	審査請求人復代理人の氏名	1	7条2号
	処分庁代理人の氏名	1	7条2号
	参加人代理人の氏名	1	7条2号
東京地方裁判所 判決文の写し	判決言渡日	2	7条2号
	事件番号	2	7条2号
	東京都建築審査会の事件番号	3	7条2号
	東京都建築審査会の裁決日	3	7条2号
	口頭弁論終結日	4	7条2号
	個人が購入した部屋の部屋番号及び 購入代金	5	7条2号
	本件建築物の物件名、住所及び戸数	6	7条2号
	本件建築物の工事着手時期等の日付 に関する情報	7	7条2号
	本件建築物の設計を担当した会社名	8	7条2号
	裁判官の氏名（自筆署名）	11	7条2号
	裁判官の印影	12	7条4号
国土交通省から の事務連絡	利用目的	14	7条6号
	電話番号及びファックス番号	15	7条6号

本件対象公文書2

<p>令和〇年〇月〇日付〇〇都市建調第〇〇号「東京都建築審査会裁決に関する設計図書及び同裁決に関する高裁及び最高裁判決の内容の情報提供について（回答）」</p>
--

(構成) 起案用紙、東京高等裁判所判決文の写し、最高裁判所調書(決定)の写し、建築計画概要書、設計図書及び国土交通省からの事務連絡			
構成	非開示とした部分	本件非開示情報	理由
東京高等裁判所 判決文の写し	判決言渡日	2	7条2号
	事件番号	2	7条2号
	口頭弁論終結日	4	7条2号
	控訴人ら補助参加人の氏名	1	7条2号
	被控訴人参加人の氏名	1	7条2号
	東京都建築審査会の事件番号	3	7条2号
	東京都建築審査会の裁決日	3	7条2号
	本件建築物の工事着手時期等の日付 に関する情報	7	7条2号
	裁判官の氏名(自筆署名)	11	7条2号
	裁判所に関する情報	9	7条2号
	裁判所書記官の氏名(印字)	10	7条2号
	裁判官の印影	12	7条4号
最高裁判所調書 (決定)の写し	事件番号	2	7条2号
	決定日	2	7条2号
	裁判所に関する情報	9	7条2号
	裁判官及び裁判所書記官の氏名(印 字)	10	7条2号
	原判決の事件番号	2	7条2号
	原判決の判決言渡日	2	7条2号
	補助参加人の氏名	1	7条2号
	参加人の氏名	1	7条2号
設計図書	図面(図面名は除く)	13	7条1号、 3号及び 4号
国土交通省から	利用目的	14	7条6号

の事務連絡	電話番号及びファックス番号	15	7条6号
-------	---------------	----	------

別表2 開示すべき部分

本件非開示情報3	東京都建築審査会の事件番号及び裁決日
本件非開示情報4	口頭弁論終結日
本件非開示情報6	本件建築物の物件名、住所及び戸数
本件非開示情報7	本件建築物の工事着手時期等の日付に関する情報
本件非開示情報8	本件建築物の設計を担当した会社名
本件非開示情報9	裁判所に関する情報
本件非開示情報10	裁判官及び裁判所書記官の氏名（印字）
本件非開示情報14	利用目的